

成田保育園
令和 8(2026)年度
重要事項説明書
園生活のしおり



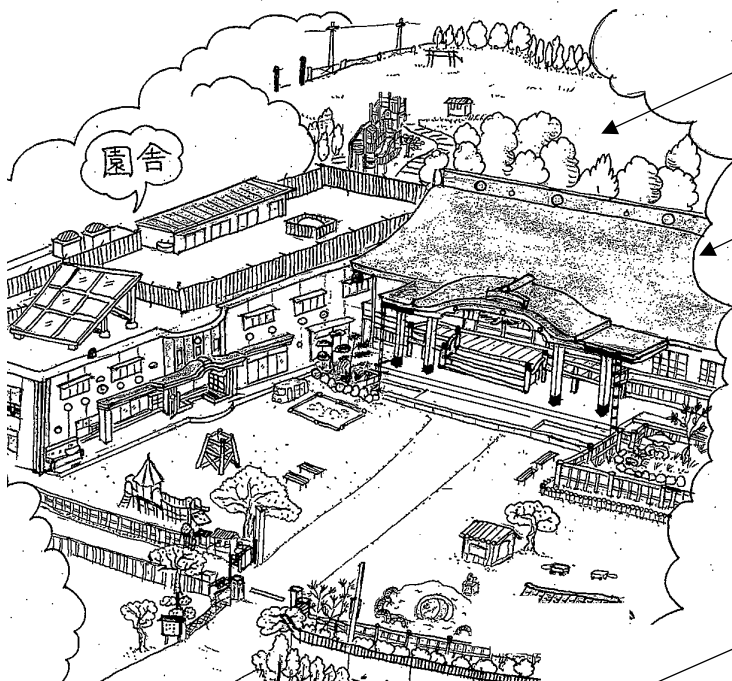
社会福祉法人保目福社会
成田保育園
れみそらし

1章 園概要

1. 理念・保育方針・保育目標・運営方針
2. 法人概要
3. 保育園概要
4. 児童発達支援事業所概要
5. 職員体制
6. クラス編成と職員配置
7. 保育を提供する時間
8. 提供する保育の内容
9. 1日の流れと1年の予定
10. 保育計画・研修
11. 食事の提供
12. 保育園利用に係る料金負担について(巻末 別表1)
13. 利用の開始、終了に関する事項
14. 児童の健康管理について
15. 賠償責任保険について
16. 緊急時の対応について
17. 非常災害対策
18. 要望・苦情等に関する相談窓口
19. 虐待等の防止のための措置に関する事項
20. こども性暴力防止のための措置に関する事項
21. 守秘義務および個人情報の取り扱いについて

2章 園生活について

1. 保護者と園の連絡について
2. 登降園、送迎について
3. 健康管理について
4. 薬等の持参について
5. 緊急時の連絡
6. 給食について
7. お弁当(おやつ)持参について
8. 配本
9. 服装について(お願い)
10. 持ち物について
11. おやすみ布団について
12. 成田保育園保護者会
13. その他



「裏山運動場」

斜面の山道を上ると広場があります。送迎の際、駐車場としてもご利用いただけます。

「曹洞宗永興寺」 そうとうしゅうようこうじ

71年前にここで保育園がスタートしました。市立成田小学校発祥の地です。

「駐車場」

朝夕混雑します。寺院への来客も利用しますので、お子さまと歩く時は十分に注意をはらってください。時間に余裕のある時は、裏山運動場をご利用ください。混雑時、お地藏様脇の砂利の空き地もご利用可能です。

1 章 保育園概要

1 理念

保育理念 人としての育ちと共生

子どもたちの人権と主体性を尊重し、子ども自身が現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基盤を培い、社会の中で他の存在を認め、且つ自分が生かされていることを知り、共に生きる喜びを感じ、延いては社会に貢献し得る人と成るべく家庭や地域社会と協力のもとに、その実現を図る。

保育方針 仏教精神を根幹とする豊かな情操保育

1. 生命尊重の保育
2. 正しきを見て絶えず前に進む保育
3. よき社会人をつくる保育

保育目標（成田保育園での生活から育む子どもの姿）

生きる子ども

関わりあう子ども

よく観て、よく聴いて、よく考えて行動する子ども

創意工夫豊かな知恵ある子ども



運営方針

人としての育ちと共生を保育理念とし、子どもたちの人権と主体性を尊重し、子ども自身が現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基盤を培い、社会の中で他の存在を認め、且つ自分が生かされていることを知り、共に生きる喜びを感じ、延いては社会に貢献し得る人と成るべく家庭や地域社会と協力のもとに、その実現を図ります。仏教保育の三綱領の「慈心不殺」（明るく）「仏道成就」（正しく）「正業精進」（仲よく）を根幹とする豊かな情操保育をもちい、毎月の徳目を掲げ「生きる子ども」「関わりあう子ども」「よく観て、よく聴いて、よく考えて行動する子ども」「創意工夫豊かな知恵ある子ども」を育てていきます。運営にあたっては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）および子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他関係法令を遵守して運営するものとしします。

2 法人概要

名 称 しゃかいふく しほうじんほう めふくしかい
社会福祉法人 保目 福祉会
所 在 地 千葉県成田市寺台 560
代 表 者 たかぎ しょうそん
理事長 高木 正尊
法 人 認 可 平成21年3月5日

3 成田保育園概要

名 称 成田保育園 (通称なりほ)
所 在 地 ☎286-0022 成田市寺台 560
TEL 0476-22-0856 緊急時携帯 070-5022-2093
Fax 0476-23-4192
e-mail nariho0505@vesta.ocn.ne.jp
http <https://www.nari-ho.com>
設 立 昭和30年5月5日
施 設 長 たかぎ しょうそん
園長 高木 正尊
建 物 概 要 敷地面積 1065.75 m² 建物床面積 841.67 m² 屋外遊技場 489.22 m²
開 園 日 月曜日～土曜日
休 園 日 日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日
7月4日土曜日(きくぐみおとまり会のため、年中クラス以下休園)
開 所 時 間 7:00～20:00(土曜日7:00～18:00)
コアタイム 8:30～16:30
延長保育時間 7:00～ ・ ～20:00
定 員 110名(生後8週間から就学前児童)
入所対象児 0歳(産休明け)から5歳(就学前まで) 児童福祉法による入所児童であること
事 業 概 要 延長保育 一時保育事業 学童保育

4 児童発達支援事業所概要 れみそらし

名 称 れみそらし
所 在 地 〒286-0022 成田市寺台 560(成田保育園内)
TEL 070-6406-0035
e-mail remisolasi.nariho@gmail.com
http remisolasi-nariho.com
設 立 令和7年5月1日
施 設 長 所長 河内真弓
開 所 日 月曜日～金曜日
休 所 日 土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日
開 所 時 間 8:30～17:30
定 員 10名

5 職員体制 令和8年4月1日現在

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定する基準を満たした上で、保育の提供に必要と認められる職員として、下記職員を配置します。また、必要に応じて他の職員を配置することがあります。

職種	職務内容	職員数
園長	保育園の管理運営を統括します。	1
副園長	園長の補佐をします。経理責任者	1
主任保育士	保育内容について保育士を統括します。	1
副主任	以上児・未満児クラスの保育を統括します。	2
保育士	子どもたちが毎日を安心して過ごし、充実した活動できるよう保育計画にそって丁寧に関わっています。一人ひとりの様子を大切に受け止め、家庭と連携し、子どもたちの育ちを共に見守り、支えていきます。	28
看護師	児童の健康管理・保健衛生に関すること	1
子育て支援員 保育助手	保育士業務の補助	3
栄養士	給食業務・栄養指導・食育活動・アレルギー対応・食事の調理業務をします。	1
調理師(員)		3
事務・用務	園の集金事務および用務	2
内科医	園児の健康診断・園児の健康相談	嘱託
れみそらし 保育士児童指導員	保育士と協力し、子どもたちが安心して過ごせるよう日常の活動を支えます。気持ちの言葉の手助けや、生活面での小さなステップのサポートを行い、一人ひとりが自信をもって園生活を送れるよう支援します。	4

6 クラス編成と職員配置

保育士数等は、受け入れる児童数により増減することがあります。

年齢	クラス名		児童数	担当保育士	フリー保育士	副主任	れみそらし
0歳児	たんぽぽぐみ		4	4	4	2	4
1歳児	うめぐみ		16	4			
2歳児	ももぐみ		23	4			
3歳児	ちゅうりっぷぐみ	異年齢児交流クラス	25	3			
4歳児	ゆりぐみ		25	2			
5歳児	きくぐみ		23	2			
学童保育	寺子屋クラブ	小学生	35	2			

※上記のほかに延長保育時間帯、土曜日を担当する保育士がいます。

7 保育を提供する時間

認定時間	保育時間	延長保育時間
保育標準時間認定	7:00～18:00	18:00～20:00
保育短時間認定	8:30～16:30	7:00～8:30・16:30～20:00

延長保育を利用するにあたっては、別途延長保育料をお納めいただきます。「延長保育申込書」をご提出ください。変更がある場合は、速やかに再提出をお願いします。

月 10 日以下の利用や、単発での利用の申し込みは、「スポット延長保育申込書」をご提出ください。就労以外の理由での利用も可能です。

詳しくは、「令和 8 年度延長保育について」をご覧ください。

延長保育時間内のおやつと軽食については、別途利用料をお納めいただきます。

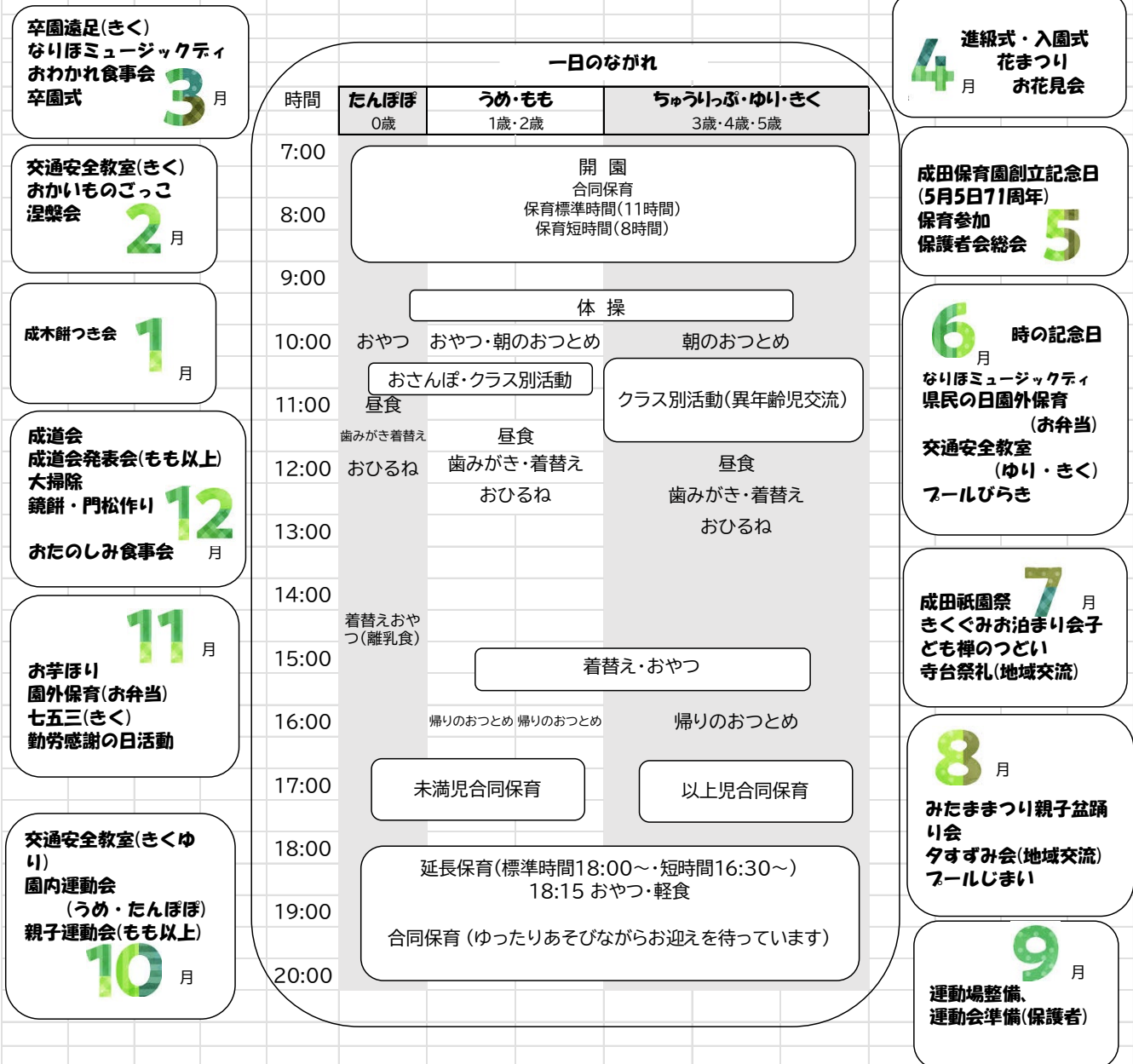
8 提供する保育の内容

各年齢や個々の成長に合わせた環境設定や質の高いあそびを提供しながら、子どもたちの健やかな育ちを願い、子どもたちの五感を刺激し琴線にふれる保育を「絵本の読み聞かせ」「自然とのふれあい」「食育」に重きを置きながら、想像力表現力をかきたて、体力を伸ばし精神力を強くしていくための、「WA KU 積み木」や職員のアイデアを集めて設計した斜面遊具「いいとこまんじゅう」など保育手法や環境設定にはこだわりをもって日々努めています。ピッパラクラブでは、音楽および運動教育を全園児対象に行い、3 歳以上児の走ることを楽しむ時間「かけっこ教室(runrun タイム)」また年中児・年長児は、就学を意識して「習字教室」「学研わくわくタイム」を外部講師を依頼して行っています。また、個々の育ちをより充実するために児童発達支援事業所「れみそらし」が併設され、インクルーシブ保育を実践、その子に合わせたアプローチを可能にしています。年間を通し、子どもたちの心身の成長の過程を見通しながら、園の行事を計画していきます。必要に応じて、外部研修や専門家の指導を依頼する等、常に今の子どもたちのよりよき成長のための保育を模索し提供していきます。

なりほの一年の主な予定と毎日の流れ

毎日保育園での生活の中で、子ども達は人となるべき基本や人とともに生きるすべを学んでいきます。成田保育園では指針に則り、子ども達が生き生きと活動し、人格形成の根っこをつくります。

毎日の生活のリズムの中で、成長に合わせたカリキュラムを元に保育が展開されます。それが、なりほの一年間の行事や季節の催事にリンクし生かされていきます。なりほでの一日と一年、お子さまを中心に、おうちの皆様の出番もあります😊ぜひご協力をお願いします。



毎月の行事～誕生会(お誕生月のお友だちをお祝いします。該当保護者参加)、避難訓練(火災・地震)、お地藏様参り健診～内科健診(4月・10月)、歯科健診(7月) 園で健診を受けられなかった場合は、個別に健診を受けてください。
家庭教育学級～保護者向けの講座。年4回開催

よ外
部
指
導
に

ビッパクラブ(全クラス対象)月1回
音楽的あそびや体育あそび、リズムや合奏などの指導があります。年長児は、クラス全体で和太鼓やマステゲームに、年中児はパラバルーンに取り組みます。

かけっこ教室(runruntime)月1回
(ちゅうりっぷ・ゆい・きくぐみ)
走ること楽しいと感じられる時間です。

わくわくタイム(きく・ゆい)
学研の文字と数の教室。
就学に向けての準備をします。

お習字(きく・ゆい)月1回
背筋を伸ばし毛筆を持ち、何を書きましょう?

1 0 保育計画・研修

- ・年齢ごとに保育年間案・月案・日案を作成
- ・0・1・2歳児については個別計画を作成
- ・れみそらし利用児童については、児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成

子ども一人ひとりを理解し、適切な援助をするため、保育指針に沿い子どもの成長過程を客観的にとらえデータ化し課題を明確化させ、日常の保育に生かし子どもの成長を促していきます。また、定期的な園内研修・外部での研修に積極的に参加し、保育の質の向上に努めています。

1 1 食事の提供

提供方法	自園調理
提供を行う日	土曜日を除き、毎日、昼食およびおやつを提供します。(3歳未満児は間食2回、午前のおやつは牛乳等)
	献立表は、毎月初めのお便りでお知らせします。 行事のときにお弁当をお願いする日があります。
アレルギー	アレルギー等の事情のため給食に配慮が必要な場合は、出る限り対応しますのでご相談ください。その場合は、医師の診断書のご提出をお願いしています。
除去食	宗教的な事情等で、除去する食材がある場合は、ご相談ください。可能な限りの対応をしますが、お弁当をお願いする場合があります。
離乳食や食事	離乳食は、お子さまの月齢や生育状況により個人差があるため、ご家庭と連携を取りながら、進めていきます。また、お子様の体調により、食事の形態を配慮します。

1 2 保育園利用に係る料金負担について

2 1 ページ別表 1 をご覧ください。

1 3 利用の開始、終了に関する事項

(1) 利用の開始

- ①市町が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施について委託を受けたときにこれに応じる。
- ②当園の利用開始にあたっては、あらかじめ、必要な事項を記載した書面によりその内容を確認する。

(2) 保育の提供の終了 当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ①利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ②児童が2号認定3号認定でなくなったとき
- ③子どもの居住市町と協議のうえ保育の提供の継続が適当とみとめられないとき
- ④保護者から退園の申し出または転園したとき

(3) 退園または転園の手続き

①保護者は、当園を退園または転園しようとするときは、原則として1か月前までに、園長に対して退所届を提出するものとする。急を要するときはこの限りではない。

1.4 児童の健康管理について

内科健診	年2回（4月・10月）実施します。検査結果は、家庭連絡します。
歯科健診	年1回（7月）実施します。検査結果は、家庭連絡します。
健康診断を受診できなかった場合は、各ご家庭で受診し園に結果をお知らせください。 必要により、専門機関への受診、治療を勧奨し、治療後「治療終了証明書」の提出を求めます。	
身長体重測定	全園児、月末に身長体重の計測を行います。結果は、コドモンにてお知らせします。

当園は、下記の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関名称	藤倉クリニック
医師名	藤倉國男
所在地	成田市幸町483
電話番号	0476-22-1158

1.5 賠償責任保険について

以下の保険に加入しています。

- ① 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付
市の子ども医療費助成との併用はできません。
- ② ふくしの保険（園賠償責任＋園児傷害保険）

1.6 緊急時の対応について

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡をし指定した医療機関へ速やかに連絡し必要な措置を講じます。「緊急連絡票」を届け出てください。変更がある場合は、速やかに再度提出願います。
- (2) 災害時の対応について

ア 避難場所（火災：第1→第2避難場所）（地震：第3→第2避難場所）

第1避難場	第2避難場所	第3避難場所
保育園駐車場	裏山運動場	園庭中央

大災害時は、地域避難場所の成田高校へ避難します。

イ 引き渡しについて

災害発生時の子どもの引き渡しは、原則として当園で保護者へ行うものとします。ただし、災害の状況に応じて避難先他で引き渡し場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、子どもを宿泊させることがあります。詳しくは「引き渡しカード」をご覧ください。

なお、緊急時に保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させしかるべき対応を行いますのであらかじめご了承ください。

17 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備の設置	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有
	・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
	・震災に備えての備蓄 有 ・非常用救急セット 有
園舎警備	・成田空港警備による夜間休日の園舎防災管理
避難・消火訓練	火災・地震を想定した避難訓練を毎月1回実施。 総合防災訓練（消防署立会）年1回実施。
引き渡しカードの利用	・災害発生時、カードをもとにお子さまをお渡しします。

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	解決責任者	園長 高木 正尊
	受付担当者	主任 横山 真知子
	ご利用時間	開園日・開園時間内
	電話番号	0476-22-0856
	F a x 番号	0476-23-4192
第三者委員	山内智映子	成田地区民生委員児童委員
	石川 実	成田地区青少年健全育成協議会常任幹事

19 虐待等の防止のための措置に関する事項

(1) 利用児童の人権擁護、虐待の防止等のために次の措置を講ずる。

- ① 人権擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定および必要な体制の整備
- ② 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- ③ その他、利用児童の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置
- ④ 千葉県子ども虐待対応マニュアルの運用。

(2) 職員は、利用児童に対し児童福祉施設最低基準第9条の3の規程により、以下のような身体的苦痛を与え人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- ① 殴る、蹴る、体罰等直接利用児の身体に侵害を与える行為
- ② 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為
- ③ 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
- ④ 強引に引きずるようにして連れていく行為
- ⑤ 食事を与えないまたは無理に食べさせること
- ⑥ 乱暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や利用児をけなす言葉を使って心理的苦痛を与えること
- ⑦ 脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
- ⑧ 性的ないやがらせをすること
- ⑨ 利用児を無視すること

児童虐待防止法の遵守

- ① 第5条 児童虐待の早期発見の義務
- ② 第6条 児童虐待に係る通告
- ③ 体罰によらないしつけ
- ④ 守秘義務の法定化
- ⑤ その他、児童虐待防止法を遵守します

児童福祉法順守

児童福祉法第25条の規程に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、すべての国民に通告する義務が定められています。

20 こども性暴力防止のための措置に関する事項

利用児童への性暴力を防止するための措置を講ずる。

職員は、こども性暴力防止法に基づき、児童等に対する性交・わいせつ行為、児童買春・児童ポルノ等の違法行為、性的部位への接触や盗撮など心身に有害な行為、ならびに SNS 等を含む性的羞恥心を害する言動など、児童等に害を及ぼす一切の性的行為・不適切行為をしてはならない。

21 守秘義務および個人情報の取り扱いについて

当園職員は、個人情報の守秘義務を負っており、保護者等からの情報管理に配慮しています。

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。

園内での活動の、メール、HP、コドモン、その他 SNS の配信等では、限定公開を原則とし、児童氏名のフルネームや漢字を使わないとともに、児童の住所、電話番号、家族関係、保護者名等、プライバシーに関する内容は掲載しません。

※園より配信したコンテンツを他の方とシェアしたり拡散しないようにお願いします。

「個人情報利用および第三者提供同意書」を確認のうえ、提出をお願いします。

2章 園生活について

1 保護者と園の連絡について アプリ「コドモン」の利用

保護者の皆様からの操作

- ① 登降園の記録 登園と降園の際には、玄関のコードリーダーに QR コードをかざし打刻をお願いします。
- ② 遅刻・欠席・お迎え時間の変更の連絡
 - ◎当日朝9時までに記録してください。(当日以前でも登録可能です)
 - 9時までに欠席遅刻の連絡がなく登園していない場合、確認のため保育園から保護者様へお電話を入れます。
 - ・体調不良での欠席の場合
 - いつから発熱〇〇度、どこに発疹、下痢何回、嘔吐回数などのお子さまの症状をなるべく詳しく、併せて医師受診の有無をお知らせください。
 - ・遅刻の場合
 - 何時ぐらいに登園か、目安をお知らせください。
 - ◎登録時間後や急な変更があった場合には、お電話(0476-22-0856)で連絡してください。
- ③ 連絡帳 たんぽぽぐみ・うめぐみ・ももぐみの保護者
 - 帰宅後の自宅での様子をコドモンで入力してください。

保育園からの発信

- ④ クラス連絡
 - ・毎日クラス活動の様子をお知らせします。
- ⑤ 連絡帳(たんぽぽぐみ・うめぐみ・ももぐみ)
 - ・毎日、お子さまの1日の様子、食事・睡眠・排泄等の健康状態などをお伝えします。
- ⑥ お知らせ
 - ・園や自治体からの情報や、お願いなど、事務的なお知らせを配信します。メールでお知らせもしていますが、既読が確認できますのでコドモンアプリから入って頂くとありがたいです。
- ⑦ 園だより
 - 毎月初日に、園長より園の保育観や子育て観、今月の行事予定等をお知らせします
- ⑧ 保健だより
 - 月初めに、看護師より季節に合わせたテーマで健康面のメッセージを送ります。
- ⑨ 給食材料表(コドモン資料室)
 - 前月末、給食に使用する食材料をお知らせしますのでご確認ください。

2 登降園、送迎について

- ・登園前には必ずお子さまの体温や健康状態の確認をお願いします。
- ・通園には、名札を着用してください(ももぐみ〜)
- ・登園、降園の際には、生活のけじめをつける意味もあり、門を入ったところで、お子さまと一緒に、正面本堂に向かって、ご挨拶をして下さい。

登園「ほとけさま、おはようございます」

降園「ほとけさま、さようなら」

- ・登園降園の際は、必ず職員にお声をかけてください。
- ・園へ提出する書類、薬等は、必ず職員へ手渡ししてください。
- ・アレルギー、破損、紛失の観点から、ご自宅からの食べ物、おもちゃなどを園に持ち込むことはご遠慮ください。
- ・お迎えの人がいつもと変わる場合は、必ずどのような方がみえるかご連絡ください。連絡がない場合は、お渡しできません。
- ・保育中に降園される場合、おうちの方に身支度をお願いし、お帰りいただきます。
- ・駐車場は、時間帯によっては大変混雑いたします。お互いに譲り合ってください、混雑時の駐車場での携帯電話の使用は極力避けてください。
- ・裏山駐車場もご利用下さい。混雑時お地蔵様脇、砂利の敷かれたスペースもご利用いただけます。
- ・また、盗難の可能性や、ご近所に迷惑がかかりますので、エンジンを止めて車から離れてください。
- ・車から離れるときには、必ず貴重品はお持ちください。車上狙いにご注意ください
- ・送迎の際、駐車場においてお子さまが車のドアを開閉しないよう注意してください。
思わぬ事故に繋がります。またチャイルドロックを推奨します。
- ・駐車場内を歩かれるときは、お子さまに常に注意を払ってください。一人で歩かせることのないようにお願いします。

3 健康管理について

- ・持病がある場合は、必ず入園時に担任にその旨をお話ください。どんなに小さなことでも教えてください。
- ・予防接種を受けられる場合は、副反応が現れる可能性があるため、降園後の接種を推奨します。

＜登園時＞

- ・前日、発熱やけがなど健康上に変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせください。
- ・病気でお休みされていて登園される場合には、ご様子を伝えてください。

＜病気の時の対応＞

- ・乳幼児は十分な免疫を獲得しておらず抵抗力も弱いため、発熱時や嘔吐、下痢、腹痛、食欲不振、機嫌不良や全身状態が悪い場合には、早めのお迎えをお願いする場合がありますので、予めご理解ください。
- ・熱がなくても、全身症状をみてご連絡する場合がありますのでご了承ください。

※保育園は、乳幼児が集団生活をする場です。

- ・保護者の方がすぐに対応できない場合には、園でできる限りの対応をしますので、ご相談くださ

い。

<発熱の場合>

- ・発熱した場合は、受診していただき、登園は解熱してから 24 時間経過後にしてください。
- ・体温が平熱より 1～1.5 度高い状態のときは全身状態を観察していただき登園を控えてください。

<ご自宅で頭部を打った場合>

- ・表面上の変化が見られなくても、脳に損傷を受けている場合があります。
- ・時間が経ってから痙攣や嘔吐等の症状が出る場合がありますので、24 時間のご自宅での休養をお勧めします。
- ・登園する場合は医師の判断を受けてから登園してください。

<下痢・嘔吐が伴う症状にかかった場合>

- ・下痢、嘔吐を伴う症状は感染力がとても強いので、園内感染を防ぐため、処方されたお薬の服用を終わり、症状が 24 時間出なくなったら登園してください。
- ・ノロウイルスやロタウイルス等の集団感染による拡散が懸念されるため、下痢・嘔吐・おもらし・血液の付着等で衣類が汚れてしまったときは、汚れたままビニール袋に入れて持ち帰りますので、ご自宅でのお洗濯をお願いします。

次亜塩素酸ナトリウム(ハイター)での殺菌消毒をおすすめします。

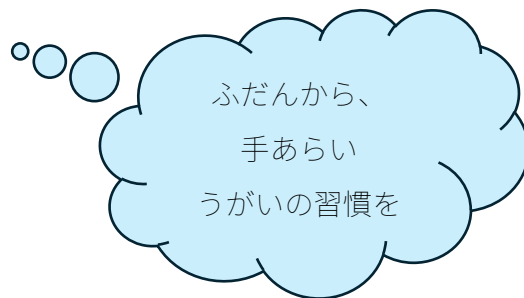
◆衣類の消毒方法◆

換気をします。手袋をします。消毒液は、その都度作ります。汚物は取り除いてから。その 1～キッチンハイター(5%次亜塩素酸ナトリウム)を、水で希釈して消毒液を作り衣類を 30 分以上浸して殺菌消毒する。

☆消毒液の作り方＝水 500ml に対して、キッチンハイターをペットボトルのふた 2 杯(10ml)の割合で入れる。

※ハイターの特性上、衣類を脱色しますのでご注意ください。

その 2～85℃以上のお湯に 1 分以上漬けて、消毒殺菌する。または、タライに衣類を入れ、沸騰したお湯を回しかけて浸す。



＜感染症について＞

- ・感染症、伝染病にかかった場合には、早急に園へお知らせください。他の園児の診断、園内消毒等必要な場合があります。全治後、再登園するときに、次ページ見本のような「登園届」(保護者記入)、「医師の意見書」(医師記入)が必要になります。コドモン資料室と園にも用紙があります。
- 伝染病かどうか判断がつかない場合は、お休みいただく場合があります。

＜その他＞

- ・皮膚病や、眼病の場合は、お子さまがいくら元気でも、完治するまで休ませてください。集団生活の場であることをご理解ください。
- ・お子さんの体調が十分でないときは、自宅で休まれることも必要です。

参考 ＜新型コロナウイルス感染症出席停止期間＞

- ・発症日を0日とし「5日を経過」かつ「解熱後1日経過」まで出席停止となります。
- ・無症状の場合は、陽性判断をした日を0日とします。

最低基準	発症後5日を経過すること	発症日(発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
例1	発症後1日目に軽快した場合	 発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	軽快後4日目	登園可能 	
← 出席停止 →									
例2	発症後2日目に軽快した場合	 発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	登園可能 	
← 出席停止 →									
例3	発症後3日目に軽快した場合	 発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	登園可能 	
← 出席停止 →									
例4	発症後4日目に軽快した場合	 発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	登園可能 	
← 出席停止 →									
例5	発症後5日目に軽快した場合	 発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	登園可能 
← 出席停止 →									

参考 ＜インフルエンザ出席停止期間＞

- ・発症日を0日とし「5日を経過」かつ「解熱後3日経過」まで出席停止となります。

最低基準	発症後5日を経過すること	発症日(発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
例1	発症後1日目に軽快した場合	 発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	軽快後4日目	登園可能 	
← 出席停止 →									
例2	発症後2日目に軽快した場合	 発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	登園可能 	
← 出席停止 →									
例3	発症後3日目に軽快した場合	 発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	登園可能 
← 出席停止 →									

登園には、医師の意見書が必要となります。再受診の負担を減らすためにも、最初の受診の際に所定の用紙をお持ちいただき医療機関へご提出いただくことをおすすめします。

<保護者用> 登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。
(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登 園 届（保護者記入）

成田保育園 園長 殿

入所児童氏名

病名「 」と診断され、

令和 年 月 日 医療機関名「 」において病状が回復し、集団生活に
支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入する感染症

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	発熱中は感染力がある	解熱後1日以上経過し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	効果的治療開始24時間まで	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること
その他()		

意見書

成田保育園 園長殿

児童氏名

病名「

☐ 1. 令和 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

☐ 2. 令和 年 月 日時点で以下の「登園のめやす」の記載事項を満たしている場合、集団生活に支障がない状態になったと認め登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印

※かかりつけ医の皆さまへ 上記の1・2のいずれかに☒を入れてください。

麻疹(はしか)・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・咽頭結膜熱(プール熱)の場合は、必ずしも治癒の確認は必要ありません。診断の段階で上記の2に記入(選択)することが可能です。

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が意見書を記入する感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)※	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ ※	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、乳幼児にあっては3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症※	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)※	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎(はやりめ)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	発熱がなく、抗菌薬内服後24～48時間経過していること
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
その他()		

4 薬等の持参について

- ・本来、園で薬を飲ませることは法律違反です。やむをえず持参される場合は、「薬の依頼書」を記入し、薬を閉まるビニール袋に入れ一緒にして職員に手渡してください。依頼書がない場合は、与薬できません。
- ・保育園に通っていることを伝え、なるべく朝夕の処方にしてもらってください。
- ・医療機関からの処方であること、市販の薬は対応できません。
- ・誤飲防止のため、1回分をご持参ください。シロップ薬は、小さな容器に移してください。
- ・医師からの指示書が必要な場合もあります。
- ・気管支拡張テープ(ホクナリンテープ)をつけて、虫さされパッチを付けて登園する場合は、名前を記入してください。気管支拡張テープ(ホクナリンテープ)をつけて登園する場合は、医薬品のため必ずその旨をお知らせください。
- ・解熱剤、座薬、鎮痛剤は、原則的にお預かりできません。
- ・吸入などの医療行為は、園では実施できないことになっています。
- ・エピペンをお持ちの方は、必ずお知らせください。

成田保育園 宛	
薬の依頼書（飲み薬毎回提出用）	
令和 年 月 日（朝・昼・夕）分	
保護者サイン	
クラス・園児名	
病院名	
病名（病状）	
受診日	月 日
与薬時間	午前・午後 時 分 昼食・おやつ の 分前・分後 その他（ ）
薬の内容	抗生剤（ ） 風邪薬（ ） （〇印と 咳止め（ ） 整腸剤（ ） できれば薬品名） その他（ ）
薬の形状と 1回分の量	粉薬 包 ・ シロップ ml その他（ ）
使用上の 注意事項	
園 記 入 欄	受領職員名 受領日時 月 日 am/pm 時
	与薬職員名 与薬日時 月 日 am/pm 時

成田保育園 宛	
薬の依頼書（塗り薬・目薬などの外用薬）	
令和 年 月 日（ 曜日）提出	
保護者サイン	
クラス・園児名	
病院名	
病名（病状）	
受診日	月 日
薬の使い方	・ いつ ・ どこに ・ どのくらい ・ どうやって
使用上の 注意事項	
園 記 入 欄	受領職員名 受領日時 月 日 am/pm 時 分
	与薬職員名 与薬日時 月 日 am/pm 時 分

5 緊急時の連絡

病気やけがの際、緊急にお子さんを病院へお連れする場合は、まず保護者の方に連絡を取らせていただきます。指定された病院へお連れするか、連絡が取れない場合や休診の場合は、園判断で病院へお連れする場合があります。事前の調査票に、指定病院医師の記入をお願いします。

緊急連絡の方法

- ・お子さんの急な病気やけがのときには、別紙「緊急連絡票」に記入された連絡先に連絡します。

- ・住所、連絡先、勤務先、保護者が変わったとき、送迎する方が変わる場合は、早めにお知らせください。

6 給食について

月献立表は、紙面で発行します。

旬の素材を生かし、何より子どもたちが楽しく食べ物とかかわってほしいという願いの中で献立を作成しています。栄養面では家庭で摂取しにくい鉄分、カルシウムの摂取の強化に努め、園の栄養士調理師が子どもたちの体調にも配慮しながら調理し提供しています。

離乳食・食物アレルギー

離乳食については、お子様の個々の様子に対応していきます。一度も食べたことのない食材(未食)は、必ずご自宅で摂取をお願いします。

食物アレルギーをお持ちで除去する食品がある場合は、事前に医師の記入した「保育園における食物アレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要になります。ご家庭の都合による除去は特別な事情を除きお受けできません。また、栄養士・看護師による面談をさせていただきます。

上記内容(食物アレルギー・未食・宗教的理由による除去)で集団給食での対応が難しいと判断した場合は、お弁当をお持ちいただく場合がありますのでご了承ください。

7 お弁当(おやつ)持参について

県民の日(6月15日)園外保育、ちいさな運動会(10月)、おいもほり遠足(11月)、希望保育の日、および土曜日については、お弁当をご持参いただきます。愛情いっぱいのおうちの味を楽しむ姿には、安心感や満たされている表情が伺え、心の豊かさへ繋がっていくものだと感じています。ご協力をお願いします。

- ・喉に詰まりやすい物や食べなれていないものはお控えください。
(うずらの卵、ミニトマト、ぶどうなどのフルーツ等は、食べやすい大きさにカットする。)
- ・お弁当ピックは事故防止のため使用しないようにお願いします。
- ・梅雨時期や夏場は食中毒の原因となる食品は控えて下さい。

8 配本

- ・成保では、「絵本の読み聞かせ」が子どもたちの健やかな成長のために、大変大切な役割を持っていると考えています。そこで毎月園で読み聞かせをする本を購入していただき、おうちでも並行して読んでいただきたいと思います。月初めに持ち帰ります。
- ・年間を通して、何回か「ほとけの子」を配布します。子育ての参考書としてぜひご覧ください。

9 服装について

- ・のびのびと園生活がおくれるように、汚れてもかまわない服装で通園させてください。なりほどは、泥だらけになって遊ぶことのできる子どもの姿を奨励します。一着しかない大切な服は、普段の通園には適しません。
- ・活動に適さない洋服での登園は、控えてください。(23 ページ「お願い」を参照)
- ・くつは運動くつにしてください。
- ・感染症拡大防止の観点から、汚れた衣類はそのまま持ち帰ります。

こんな衣類が おすすめです

ご家庭にあるもので結構ですが、園用に新たに揃える場合にご参考にしてください。

活動しやすい

自分で着脱できる

安全でやさしい

子どものできるを増やして、
やれるを増やしましょう。

- 活動しやすい汗をよく吸収する伸縮性のある綿素材が良いでしょう。
- 飾りのりぼんやひも、フードのついていないシンプルな形が安全です。
- ずり落ちたりしないで股上丈が深いズボン、お腹や背中が見えない丈の上着。
- ズボンは着脱のしやすいゴム入りものをおすすめします。
- 年齢によっては、自分で着脱しますので、襟ぐりや袖ぐりに余裕がある衣類が適しています。
- 下着は、汗や汚れを吸収し、通気性の良いもの、肌への刺激の少ない、毎日洗濯ができるものを選びましょう。特に乳児は肌への刺激を考え化繊の下着は避けましょう。
- できるだけ薄着をさせるよう心がけましょう。気温の上下に従って調節できるような衣服を着せてください。



10 持ち物について(詳しくは 24 ページ別表 2「持ち物についてのご案内」参照)

- ・持ち物、着用するものにはすべて名前を書いてください。
 - ・バックは、ご家庭にあるものをお持ちください。
 - ・バックの中は、毎日見てください。お知らせは、お知らせばさみにはさんで持ち帰ります。
 - ・歯ブラシ、コップはお子様が使いやすいものをご用意ください。毎週末に持ち帰ります。週明けに持参してください。歯ブラシは毎日殺菌消毒しております。
- 保管庫のスタンドに入るサイズをご用意ください。
- (耐熱温度 80度・持ち手の太さ 約 1.5 cm×1.0 cm以内)

1 1 おやすみ布団について

- ・ マットカバー、薄い毛布(夏はタオルケット)とパジャマをご用意ください。マットはリースで園保管となります。見本をご覧ください。
- ・ 新入園児は、一日保育の日から使用しますのでご注意ください。但し、たんぽぽぐみは、登園初日にお持ちください。
- ・ 毎週末にカバー等を持ち帰ります。週明けに持参してください。
- ・ パジャマの取替え時期は、保護者の方がご判断ください。ただし週末には持ち帰ります。汗をかく時期はこまめに取り替えることをお勧めします。

1 2 おむつのサブスクについて

- ・ たんぽぽぐみ、うめぐみ、ももぐみのお子さまのおむつについては、おむつのサブスクを利用させていただきます。(月額 3,278 円)代金は担当会社の Babyjob に直接お支払いとなります。なくなった場合は、担任にお知らせください。

1 3 保護者会

成田保育園には、保護者で組織する「成田保育園保護者会」があります。各種行事の開催・園行事への協力をいただき、よりよい園の運営のために話し合いを持っています。

会費～1 家庭 月額 500 円

1 4 その他

- ・ 園で金銭を徴収する場合は、必ず保護者宛にお知らせします。納入は、振り込み、または現金でつり銭のいらぬように納入ください。
- ・ お子様には、必要以外の金銭、玩具、食べ物など持たせないでください。集団の場であることをご理解ください。
- ・ 業者等からのチラシや入場券、月刊本以外の本の購入申込書等お配りすることがありますが、園からの推薦推奨物ではありませんので、ご承知おきください。
- ・ 新年度当初に、その年度または卒園まで保育で使うものの中で個人持ちの品物を購入していただきます。4 月になりましたら、明細をお渡しいたしますので代金を納入ください。
- ・ 登園の建物および敷地内は禁煙です。
- ・ 利用者の思想、信仰は自由ですが、宗教活動・政治活動・営利活動はご遠慮ください。

【別表1】保育園利用に係る料金負担について(令和8年4月1日)

(1) ① 保育サービス提供に係る利用者負担金

保育料	標準時間	7:00~18:00	市町規程による
	短時間	8:30~16:30	
延長保育料	標準時間	18:00~20:00	1分2円 おやつ軽食代別途
	短時間	7:00~8:30	
		16:30~20:00	
一時預かり	未就園児	開園時間内	年齢により異なります。「一時保育について」をご覧ください

② 3・4・5歳児 給食の副食費について

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
3・4・5歳児クラスの副食費(おかず・おやつ)	給食の食材料費	月額 5,500 円
		※但し、次の児童は免除される。 ・市町村民税所得割課税が 57,700 円未満 (但し、ひとり親世帯等の場合は 77,101 円)の世帯の子ども ・市町村民税所得割課税額が 57,700 以上の世帯の保育所等を利用する最年長の子どもを第一子と数えて第三子以降の子ども

(2) ① 教材等に係る利用者負担金

(円)

	毎月			年度初め			
	絵本	ピッパラ	お昼寝マット	シール帳 出席シール	自由画帳	名札	クラスTシャツ
たんぽぽ	550	500	310	720	480	250	定価
うめ	450	500	310				
もも	450	500	310				
ちゅうりっぷ	450	700	310				
ゆり	450	700	310				
きく	450	700	310				

③ 新入児童(園生活で使います)教材負担金 初年度のみ(なくなったら補充)

(円)

	おしらせばさみ	通園バック	マーカー	くれよん	制作帳	帽子	鍵盤ハーモニカ
たんぽぽ	630	680	1,170	700	820	1,300	定価
うめ							
もも							
ちゅうりっぷ							
ゆり							
きく							

(3) 体操服

(円)

体操服	半そで	ももくみ～	2,600	園行事に着用(運動会、遠足、ピッパラクラブ、かけっこ教室など)
	短パン		2,600	
	長そで	ちゅうりっぷくみ～	4,000	
	長ズボン		4,000	

(4) その他

園外保育バス代、おとまり会食材代等、年度の途中で必要な利用料が発生する場合があります。
その場合は、その都度お知らせいたしますので、お納めいただきますようお願いいたします。

重要事項の説明に関する同意書

当園の保育サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 成田保育園 園長 高木 正尊 印

なお、「【別表 1】保育園利用に係る料金負担について」は、年度ごとに金額等の変更があるため、来年度以降 4 月にご提示してご同意を受けます。毎年度の完全版は、コドモン資料室にご提示します。

私は、本書面に基づいて成田保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、
内容について同意しました。

令和 年 月 日

保護者氏名： (印)

児童からみた続柄：

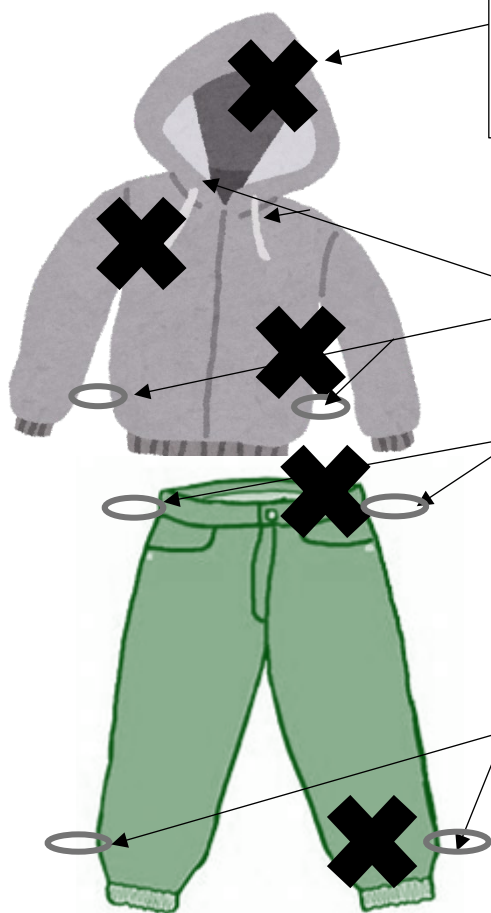
兒童氏名：

兒童氏名：

兒童氏名：

子どもたちが保育園で、安全に思い切り楽しく遊ぶために、以下のことにご配慮願います。

洋服



フード付きの洋服は避けてください。

かぶると視野が狭くなり、また遊具や突起物に引っかかったときに首が絞まり危険です。

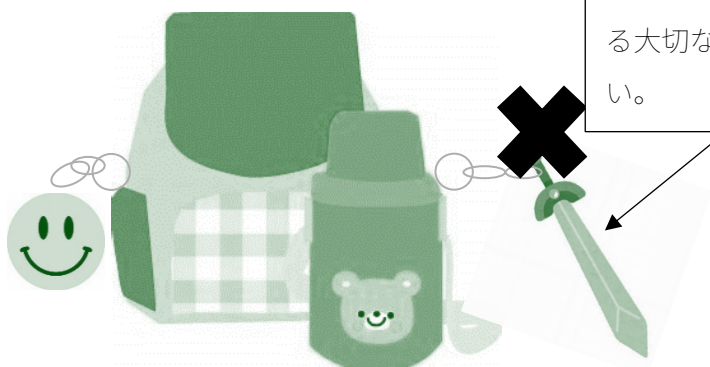
ヒモ・リボンのついた洋服は避けてください。

洋服から出たヒモやリボンは、自分で踏んで転んだり、物に引っかかったり、自転車、車等に取り込まれた場合に大変危険です。

首回りとズボンのすそヒモやゴムは縫い付けるか取り外してください。

園内の活動や生活に支障が出ると判断した場合には、フード等は洋服の中へ入れたり、着替えたり、外したりの対処をいたしますので、ご了承ください。

持ち物



持ち物につけるキーホルダー等は、1個かたいものやとがったものは避け、おもちゃ様のもの、壊れたりなくなつては困る大切なものはお持ちにならないでください。

送迎時に、かばんや水筒などを身につけたまま遊ぶのは大変危険です。絶対におやめください。

必要以上の装飾のある洋服・くつは避けてください。

子どもたちが、のびのびと活動しやすい、着脱しやすい服装での登園をお願いします。

別表2

持ち物についてのご案内

なりたほいくえん

			たん ぽ ぽ	う め	も も	ち ゅ う り っ ぷ	ゆ り	き く	◆すべての持ち物に名前を記入 してください。記名がないもの、薄く なったものに園で記名させていただ く場合があります。ご了承ください。
毎日	通園かばん(リュック)		●	●	●	●	●	●	指定なし
	名札				●	●	●	●	
	シール帳(出席カード)				●	●	●	●	
	手ふきタオル		●	●	●	●	●	●	ひも付き
	水筒(お茶・お水)		●	●	●	●	●	●	
	汚れ物入れ		●	●	●	●	●	●	ビニール袋
	食事用エプロン		●	●					指定なし
園保管	紙おむつパンツ		※	※	※				※おむつのサブスク利用(月額3,278円)
	帽子		●	●					外あそび時に使用
	スモック					●	●	●	造形・絵画活動に使用
	エプロン・三角巾(マスク)			△	△	△	△	△	食育活動や年末大掃除に使用。使う時に連絡します
	着替え～肌着3・パン ツ2・靴下2・洋服3・ズ ボン3・汗ふきタオル		●	●					 この形が使い やすい
	着替え袋～肌着2・パ ンツ2・靴下2・洋服2・ ズボン2				●	●	●	●	
	体操着 夏用上下				●	●	●	●	
	体操着 冬用上下					●	●	●	
週明 け・休 み明 け	上履き(上履き入れ)				●	●	●	●	上履き指定はありませ んが、本人が脱ぎ履き しやすいものがよい
	パジャマ(袋に入れる)		●	●	●	●	●	●	
	マットカバー(シー ツ)・薄い毛布(夏場 はタオルケット)		●	●	●	●	●	●	マットカバー 120×70cmぐらいの大きさ
	歯ブラシセット～コッ プ・歯ブラシ(持ち手 太さ1cm×1.5cm以 内・耐熱温度80°)・袋		●	●	●	●	●	●	歯ブラシセット 

お
願
い

○着替え類は、季節に合わせたものをご用意ください。

○バッグ、袋類は、お子さまが自分で出し入れしやすいものをご用意ください。

○汚れたり使った場合に、持ち帰りますのでその都度補充をお願いします。

※ は、園で購入します。